

Q

市県民税の課税・非課税の基準はどうなっていますか？

市県民税はいくらから課税になるのでしょうか？
私が障害者、未成年者、ひとり親の場合、影響があるのでしょうか？



A

課税の基準は所得に応じた以下のとおりとなります。

障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者の場合、課税の基準が異なります。

1 均等割が課税されないかた（非課税）

- ①生活保護法による生活扶助を受けているかた
- ②障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者で前年中の合計所得金額が135万円以下のかた
 - *給与収入のみのかた 収入204万4千円未満
 - *65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入245万円以下
- ③前年の合計所得金額が、次の額のかた
 - 扶養親族がいないかた 41万5千円以下
 - *給与収入のみのかた 収入96万5千円以下
 - *65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入151万5千円以下
 - 扶養親族がいるかた
 - 31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+28万9千円以下
 - ※課税・非課税の基準額はお住まいの市区町村によって異なります。

2 所得割が課税されないかた

- ①前年の合計所得金額が、次の額のかた
 - 扶養親族がいないかた 45万円以下
 - *給与収入のみのかた 収入100万円以下
 - *65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入155万円以下
 - 扶養親族がいるかた 35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下
- ②市県民税の合計所得と所得控除合計を比較して、所得控除合計の方が大きいかた
 - ※同一生計配偶者には、配偶者特別控除（P11参照）対象の配偶者は含まれません。

Q

市外に引っ越します。市県民税はどうなりますか？

令和3年9月に秋田市からA市に引っ越します。残りの市県民税はどうなるのでしょうか。また、手続きは何か必要ですか？



A

令和3年度分は秋田市に納付いただきます。

令和3年度の市県民税は、令和3年1月1日現在実際に住んでいた市区町村で課税されます。
1月2日以降に秋田市外に転出した場合も、令和3年度分の市県民税は1月1日現在住んでいた市区町村に一年分納めていただくため、秋田市への納付となります。

海外に出国されるかたで、出国後も納める税金が残っているかたは、出国前に納税管理人の指定が必要となりますので、市民税課までご連絡ください。

